

議案第 1 1 9 号

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

第 1 条 渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「前項の基準日現在」を「基準日現在」に、「同項後段」を「前項後段」に改め、「同項の」を削る。

別表中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 3 0」に、「1 0 0 分の 1 3 5」を「1 0 0 分の 1 3 8」に、「1 0 0 分の 6 7. 5」を「1 0 0 分の 6 9」に改める。

第 2 条 渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

在職期間	割合
6 月	1 0 0 分の 2 2 0
3 月以上 6 月未満	1 0 0 分の 1 3 2
3 月未満	1 0 0 分の 6 6

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第1条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行																												
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在 (前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、退職、失職又は死亡の日現在) においてその者が受けるべき給料月額とその額に100分の15の割合を乗じて得た額を合算した額に、<u>        </u>基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、別表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 3 (略)</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">在職期間</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月支給期</th> <th>12月支給期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の210</td> <td><u>100分の230</u></td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の126</td> <td><u>100分の138</u></td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の63</td> <td><u>100分の69</u></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合		6月支給期	12月支給期	6月	100分の210	<u>100分の230</u>	3月以上6月未満	100分の126	<u>100分の138</u>	3月未満	100分の63	<u>100分の69</u>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在 (同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、退職、失職又は死亡の日現在) においてその者が受けるべき給料月額とその額に100分の15の割合を乗じて得た額を合算した額に、<u>同項</u>の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、別表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 3 (略)</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">在職期間</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月支給期</th> <th>12月支給期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の210</td> <td><u>100分の225</u></td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の126</td> <td><u>100分の135</u></td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の63</td> <td><u>100分の67.5</u></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合		6月支給期	12月支給期	6月	100分の210	<u>100分の225</u>	3月以上6月未満	100分の126	<u>100分の135</u>	3月未満	100分の63	<u>100分の67.5</u>
在職期間		割合																											
	6月支給期	12月支給期																											
6月	100分の210	<u>100分の230</u>																											
3月以上6月未満	100分の126	<u>100分の138</u>																											
3月未満	100分の63	<u>100分の69</u>																											
在職期間	割合																												
	6月支給期	12月支給期																											
6月	100分の210	<u>100分の225</u>																											
3月以上6月未満	100分の126	<u>100分の135</u>																											
3月未満	100分の63	<u>100分の67.5</u>																											

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行		
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）		
在職期間	割合	在職期間	割合	
6月	<u>100分の220</u>		6月支給期	12月支給期
3月以上6月未満	<u>100分の132</u>	6月	<u>100分の210</u>	<u>100分の230</u>
3月未満	<u>100分の66</u>	3月以上6月未満	<u>100分の126</u>	<u>100分の138</u>
		3月未満	<u>100分の63</u>	<u>100分の69</u>